

アリストテレスにおける酔っぱらい

—ソクラテスのパラドックスとアクラシア—

立花 幸 司

一 本稿の課題と背景

プラトンの『プロタゴラス』には「最善の事柄を知らながら、しかもそれを行うことができるのに、そうしようとせずに、ほかのことをする」なんてことはありえない、と確信をもって訴えつづけるソクラテスが登場する(352Df)⁽¹⁾。これ以後、「知っているのにその知に反して行為する」事態は「ソクラテスのパラドックス (Socratic Paradox)」(以下、SP)と呼ばれるようになったが、この問題がアクラシア(意志の弱さ)の問題として現代まで論争的となっていることは周知の通りである。現代の議論をみても窺えるように、SPとアクラシアはほとんど同じ問題を表しているものとして扱われている⁽²⁾。すなわち、SPとはアクラシア問題のことであり、アクラシア問題の解決はSPを解消することになるのである、と。

ところが、こうした「SP=アクラシア問題」という構図は現代にのみ特有の状況ではない。アリストテレス(以下、Ar)もまた、彼のアクラシア論として有名な『ニコマコス倫理学』(以下、EN)第七卷三章で、SPを解消しようとしている。現代のアクラシア論のほとんどがArに言及しているという点を鑑みると、「SP=アクラシア問

題」という構図に、Arが一役買っているようにも思われる。^③

しかし、はたしてArはそのような構図にコミットしていたのであろうか。言い換えれば、アクラシア問題を解決することこそがSPを解消することであるとArは考えていたのであるか。そうではない、と本稿は考える。本稿の結論を先に述べれば、ArはSPとアクラシア問題の間に一定の「距離」をおいている。すなわち、Arが定式化するところのSPとはアクラシア問題と等値ではないのである。

では、この「距離」はどのような「定規」で測ることができるのか。本稿が「定規」として着目するのは、(唐突な感じを受けると思われるが)「酔っぱらい」(μεθυστον・οινομαχος)という人物である。^④ Arは、この「酔っぱらい」なる人物をENの計十カ所で登場させているが、酔っぱらいとは何者であるのか、行為とアクラシアを巡る議論においてこの人物にどのような役割をArは担わせているのか、を説明することでSPとアクラシア問題の間にある「距離」を測定できるのである。したがって本稿の目的は、「酔っぱらい」なる人物の特徴を明らかにすることによってSPとアクラシアの間の「距離」を測定すること、ということになる。ただし、論述の多くはこの人物の特徴の解明に費やされ、測定はそこから自ずと明らかになる。

さて、この人物は、行為の自発性やそれに基づく行為の責任を扱っているEN11:15と、アクラシアを扱っているEN11:3で言及されているが、本稿が着目するのはそれぞれ以下の二つのテキストである。

T1 もし行為者が無知の原因であると思われるならば、無知であることそれ自体のために立法者たちは行為者を罰するのである。例えば、酔っぱらいたちに対しては罰が二倍であるように。(EN11:3b31-32)

T2 明らかに、抑制のない人たちは彼ら「すなわち眠っている人や怒っている人や酔っぱらい」と同様である、

と言わなければならない。(EN1147a17-18)

また、T1・T2に対してはそれぞれ以下の問題を提起することで取り組む。

Q1 なぜ酔っぱらいは罰の対象となるのか？

Q2 酔っぱらいとアクラシアは、どのような意味において同様であるのか？

とりわけT1・Q1は一読すると当たり前だと感じられるためか、これまであまり問題にされてこなかった。^⑤そしてそれはT2・Q2についても同じである。実際、多くの注釈者が、T2における「彼ら」が指示する人々を本稿と同じように解釈しつつも、「同様である」(ὁμοίως)「ことの内実については何も述べていない。^⑦T2の三十二行後の箇所について田中が述べているのと同じように、それはあまりに自明であると考えているがゆえに彼らはコメントもせずに通り過ぎているのかも知れない。あるいはまた、ほとんど内容がないと考えているがゆえにそうしているのかも知れない。その真意のほどはわからないが、あまりにコメントがないことや、さらには訳出すること自体忘れられているという事実をみるかぎり、^⑧ほとんど注目されてこなかった一文であろうことは十分に推察される。^⑩このように、これらテキストはいずれも、これまで取り立てて論じられることのなかった箇所であるが、これから本稿が示すように、これらテキストはArの行為論およびアクラシア論にとって重要な位置を占めているのである。

本節の最後に、本稿の手順について述べておく。まず、T1を中心にEN1147a17-18における酔っぱらいを説明する(第二節)。ついで、T2の「同様である」の内実の探求を通じてEN1147a17-18における酔っぱらいを説明する(第三節)。

そして、両者を比較検討することで、本稿の課題であった「酔っぱらいとは何者であるのか」に対する結論として、一つの解釈を提示する。その解釈とは、ArがENi1-5とENi3で一貫して、酔っぱらいを「ある特徴を有した人物」として描写している、というものである。そして最後に、本稿の結論によって拓かれる今後の研究の展開の可能性として、二つの論点を述べて本稿を閉じる（以上、第四節）。

二 ENi1-5における酔っぱらい

本節ではQ1を扱うが、注釈者たちにとってQ1は自明なのではないかと前節で述べた。その理由は、Q1に対してはT1の前半を用いて、「行為者が無知の原因である」からだ、と答えることができるように思われるからである。実際、そのように答えることは正しいだろう。しかし、その答えは問題を先延ばしにただけではないだろうか。というのも、酔っぱらいの場合に「行為者が無知の原因である」のはなぜか、という問いが替わって立つからである。したがって、Q1に答えるためには、Arが「行為者が無知の原因である」と語っていることの内実を明らかにする必要がある。以下ではこの点を明らかにしていくことを通じてQ1を扱うが、ただその前に一步戻って、罰の対象について一つ確認しておく。罰の対象となるものについてArは以下のように語っている。¹¹

徳は感情と行為についてのものであり、一方で行為には自発的なもののゆえに賞賛と非難が生じ、他方で反自発的なもののゆえに赦しが、そして時には同情までもが生じるので、徳について考察する人たちにとって自発的と反自発的とを区別しておくことはおそらく必要なことであり、立法者たちにとっても奨励と矯正のために役に立つことである。(ENi109b30-35)

これは ENIII の冒頭箇所であり、T1 を含む ENIII11 を論究する Ar の動機を語っている一文とみなすことができる。この箇所では、賞賛と非難の対象となる行為を自発的とし、赦しや同情の対象となる行為を反自発的と分類していることに注目されたい。¹² これにより、酔っぱらいが罰（非難）の対象であるとされていることは、Ar が酔っぱらいを語るとき、彼はそれを自発的なものとしてみなしているということである。¹³ では、自発的行為とは何であり、酔っぱらいはどのようにしてその条件を満たしているのか。罰の対象の確認からさらに歩を戻して、行為が自発的であることの条件を先に確認しておく。

「実践的三段論法・実践的推論」といった表現でよく知られているように、Ar は行為を導くための前提を二種類設定している。それは、行為者が抱いている欲求（大前提）と、それを可能とするための行為の現場における知覚（小前提）である。¹⁴ そして、これら二種類の前提から、結論としての行為が発動する。¹⁵ 行為とはそうした諸前提に基づいて導かれるものであるが、そうした行為が自発的であるための条件について、Ar は以下のように語っている。

人は行為を自発的に為す。というのも、そのような行為において、器官的部分を動かすことのアルケーはその行為者の内に [ἐν αὐτῷ] あるからである。すなわち、そのアルケーが行為者の内にあり、為すことも為さなことも行為者次第 [ἐν αὐτῷ] だからである。(ENIII10a15-18)

ここからわかるように、ある行為が自発的であるとは、その行為のアルケーが行為者の内にある場合である。このアルケーとは、ENIII11 の範囲では、欲求（大前提）のことを指していると思われが、¹⁶ Ar は自発性の条件をさらに次のように言い直している。

自発的なものとは、行為がそこにおいてあるその個別的な事柄を知っている人の内に「ἐν αὐτῷ」そのアルケーがあるものであると考えることができる。(EN111a22-24)

ここでは、アルケーが内在していることだけではなくて、「個別的な事柄」を知っていることをさらなる条件としている。「個別的な事柄」とは行為の現場における知覚のことであるので、行為が自発的であるためには、大前提(アルケー)としての欲求を有しているだけではなく、小前提としての知覚もまた行為者が内に有していることが必要とされるのである。⁽¹⁾

行為を自発的とするこうした二両前提が内にあること√という条件はT1の直前の箇所でも言われている。

アルケーが我々の内にある「ἐν ἡμῖν」ところのそれら行為は、それもまた我々次第であり「ἐφ' ἡμῖν」、自発的である。(EN113b20-21)

以上のようにして、ある行為が自発的であるとは、その行為の二種類の前提が行為者の内にある(ἐν αὐτῷ)場合のことであり、それによりその行為の実行の有無は行為者次第(ἐφ' αὐτῷ)となる、と纏めることができる。

では、自発性のこの条件をふまえたとき、酔っぱらいはどのようにしてこの条件を満たしていることになるのか。これまでの纏めに従えば、飲酒という行為のアルケーが行為者の内にあり、酔っぱらうことも酔っぱらわないことも行為者次第である、と述べることはできる。⁽²⁾ たしかに、これは酔っぱらったことが自発的であることを保証する言明である。しかし、この言明は酔っぱらいが罰の対象であることを保証するものではない。

それゆえ、酔っぱらうという自発的行為が罰の対象となるには、すなわちQ1に答えるには、この構図に手を加え

る必要がある。これまでは遡って自発性の条件を明らかにしてきたが、今や再び歩を進めて自発的であるものが罰の対象となるための条件を確認することとする。手掛かりとなるのは、T1の前半でも語られていた「無知」である。以下では、自発性の条件と「無知」を繋げることでQ1への一つの理解の仕方を示す。

T1で語られているように、酔っぱらいは無知であることの原因が自分であり、それゆえに罰の対象となっている¹⁹。もちろん、何に対して無知であるのかは解決すべき課題である²⁰。しかし、無知は実践的推論の諸前提において生じるものであることは明らかなので、本稿に関する範囲では、酔っぱらいとは、実践的推論の前提において、その原因が自分にあるような無知に陥っている人のことである、と纏めることができる。

こうして、これまでの議論をふまえると、酔っぱらったことが罰の対象となるためには、以下の三つの条件を満たさねばならないことがわかる。すなわち、(1) 行為のアルケーが行為者の内にあり、(2) そのアルケーにおいて無知が生じており、(3) その無知は自分が原因で生じたものである、という条件である。

(1) と (2) はこれまでの論述ですでに述べられた点であるので、自発性と無知を関連させ、Q1に答えるための鍵となるのは(3)である。実践的推論の前提における無知の原因が自分にある、とはどのような意味であろうか。この点について示唆的であるのは以下の一節である。

法的なもののうち、知っていなければならず、また「知っておくことが」困難ではないものに無知である人々を、立法者たちは罰するし、不注意ゆえに [di' aqeketai] 無知であると立法者たちが考えるような「法以外」の場合においても同様に罰するのである。(EN113b33-114a2)

無知の原因が行為者にある行為の例として Stewart は、人が歩いていることに気づかず公道で銃を発砲した人を

挙げている。そして、そのような行為が反自発的行為ではなく非難（罰）の対象となるのは、「人が歩いている」という事実への無知の原因が「彼自身の不注意 (his own carelessness)」にあるからだ、と述べている。²²⁾ Stewart が言う「不注意」とは、上記引用箇所の「不注意ゆえに」のことであると思われるが、Arのこうした考え方は『エウデモス倫理学』でも述べられており、そこでも同じように「不注意ゆえに (So: careaw)」無知である場合は非難される、とArは語っているのである。²³⁾

こうしたStewartの考えに顕著なように、無知の原因（責任）が行為者にあるとは、その無知が行為者の「不注意」などによって生じた場合をArは念頭においている、とすることは許容される考え方である。²⁴⁾ その場合、Ar自身も挙げている酔っぱらいは、例えば二十歳未満の飲酒が違法であることを知らない高校生が、飲酒をした場合のことなどを想定することができる。彼は、それくらいの法律は知ることができたのであり、知っておくべきだったのである。あるいはまた、件の法律は知ってはいたものの、アルミ缶に大きく「アルコール飲料です」と書いてあるのを十分注意して見なかったために、飲酒をした場合のことなども想定できる。彼は、もっと注意すればそれが見えたはずなのであり、そのくらいのことは注意すべきだったのである。²⁵⁾

(3) のこの理解に基づくQ1への一つの解釈を纏めておく。この解釈に拠れば、酔っぱらいが罰の対象となっているのは、(1) 誰かに無理矢理飲まされたのではなく、飲酒という行為のアルケーが行為者の内にあるが、(2) ただそのアルケーには無知が含まれており、(3) その無知は行為者の不注意などの原因で陥ったものであって回避可能なものであった、の三条件を満たしているからである。この解釈を先の自発性の図式に当てはめ、構図Aとして纏めておく。²⁶⁾ ENIII-5において、構図Aのようなタイプの行為が罰の対象となることはAr自身許容するものであると考えてよいであろう。

このように、EN1113rで非難の対象となる行為としてArが構図Aを考えていたこと、そして酔っぱらうことがそのような理由で非難されることは十分認められることである。しかし、そのことから直截に、Arがそのような事例、すなわち不注意で酔っぱらった事例を体現する人物として酔っぱらいを語っていたことが含意されるわけではない。これから示すように、Arが酔っぱらいを語る時、Arは構図Aとは幾分異なった状態を体現する人物として酔っぱらいを登場させている。注目すべきは先の(3)の理解である。以下では(3)の理解を今一度論点として採り上げ、Q1に対する本稿の案を提示することとする。

(3)を論じるにあたって注目すべきは、T1の直後に続く以下の一節である。

というのも、アルケーはその人たちの内にあるからである。すなわち、酔わなかったことも自由にできたことであり、そのことが無知の原因であるから。(EN113b32-33)

酔っぱらいが罰の対象になることの理由として「アルケーはその人たちの内にあるからである」を挙げている点は構図Aでも論じられていた。

しかし、その言い換えとなっている二文目の「そのことが無知の原因であるから」は構図A、とりわけその(3)に関する理解では処理することができない。というのも、「そのこと (τοῦτο)」とは文脈上「酔っぱらったこと」を意味していると思われるからである。²⁷⁾ すなわち、構図Aは不注意ゆえの無知が原因となって酔っぱらったという関係を想定していたが、この二文目で語られているのは、その原因結果の関係が逆のもの、すなわち酔っぱらったことが無知となったことの原因である、という考えなのである。

この逆転現象は、細かい点ではあるが以下の一節からも窺うことができる。

無知ゆえの行為は、無知である行為とも異なっているように思われる。というのも、酔っぱらいや怒っている人は無知ゆえに行為しているのではなく、言われたことどものどれか「すなわち飲酒や怒り」のゆえに、知っている状態ではなくて無知の状態で為しているようであるから。(EN110b24-27 傍点は引用者による)

「無知ゆえの行為」とは、例えば息子を敵だと思って殺してしまう人などのように、行為者の力では知ることができないような小前提の無知が原因となって(したがってそれは行為のアルケーが行為者の内にはないということになる)、自分の意に反した行為、すなわち反自発的行為を為してしまうことである。この箇所での酔っぱらいは、そうした子殺しのように「無知ゆえに(δὲ ἀγνοίᾳ)」行為するのではなく、「言われたことどものどれか「すなわち飲酒や怒り」のゆえに(διὰ τὴν τοῦ εἰρηλεῶν)」行為する、と語られている。すなわち、酔っぱらいは無知が原因となっているのではなく飲酒が原因となって行為する、と語られているのである。

このテキストで、原因となるもののこの対比に注目されたい。原因を示すこの「ゆえに(διὰ)」が掛かっている無知と飲酒の対比を丁寧におさえるならば、子殺しでは行為の前に原因として無知があるが、酔っぱらいでは行為の前に飲酒という原因がある、とArが考えていることがわかる。こうして、この「ゆえに」が示す対比は、先に示した「酔っぱらったことが無知の原因である」と同じ逆転現象を示しているのである。³⁰⁾

これらのテキストから、酔っぱらいと無知の関係について、構図Aの(3)の理解が(間違いいはないにしても)不十分であることは明らかである。構図Aでは、無知であることが原因となって酔っぱらった人として酔っぱらいを位置づけていた。しかし上記テキストが示すところによれば、それとはいわば反対に、酔っぱらったことが原因となって無知に陥っている人としてArは酔っぱらいを位置づけているのである。すなわち、先の条件(3)である「自分に無知の原因がある」とは、(自発的に)酔っぱらったこと(飲酒)が原因となって無知に陥り、それに基

づいて行為をするケースをArは想定しているのである。⁽⁴¹⁾

EN113b20-21で語られているような、行為が自発的であるためのArの公式見解、すなわち、行為のアルケーが行為者の内にある (*ἐν αὐτῷ*) ような行為はその行為もまた行為者次第である (*ἐν αὐτῷ*)、という見解が構図Aでもって示されていることは確かである。しかし、先にも述べたように、そのことを認めるとしても、Arが酔っぱらいを語るときに語っていることがその枠内に収まるとは限らない。本節で示したように、Arが酔っぱらいを語るときに想定しているのは、不注意による無知によって酔っぱらった人(構図A)ではなく、飲酒という行為(およびそれに伴う酔っぱらいという行為者の状態)が原因となって無知に陥って行為する人のことだったのである。以上の論述に基づいて、本稿はQ1への答えとして、構図Aとは異なる構図Bを提案する。⁽⁴²⁾

この構図Bの考え方、すなわち、自発的な行為が引き起こしたこともまた自発的であり行為者次第である、という考え方は、「*ἐν αὐτῷ*」と「*ἐν ἄλλῳ*」の関係を幾分複雑にするが、Arの性格形成の自発性を巡る議論で繰り返し(暗に)主張されていることではなかったであろうか。⁽⁴³⁾ Arは「行為者が原因ではない強制や無知ではないかぎりで、立法者たちは悪しきことを為す人々を叱り罰する」と幾分回りくどい言い方で語っているが、無知であることの原因(この場合は飲酒)が自発的なものである場合、無知に陥って「悪しきことを為」したために、酔っぱらいは罰せられるのである。EN111-5では、こうした構図Bを示す人物としてArは酔っぱらいを提示していたのである。

三 EN113における酔っぱらい

本節では、T2に登場する「同様である」の意味を説明することを通じて、EN113における酔っぱらいが何者であるのかを明らかにする。そしてそのための問題設定がQ2である。とはいえますが、アクラシアとはどのような形態であるのかを本稿に關係する範囲で確認しておくこととする。

第一節で簡単に触れたが、「アクラシア・抑制のなさ (ἀκρασία)」とは、やっではないけなと知りつつそれを為してしまうことであり、そのような行為を為す人のことを抑制のない人 (アクラテース) という。³⁵ ソクラテスはそのような「知りながらその知に反して」行為するという事態は矛盾していると考えたが (SP)、Ar はこれを事態として認めた上でその解決を図ろうとする。³⁶ Ar の議論は四つのステップを踏んで展開されているが、本稿の範囲でおさえておくべきことは、Ar が「知」の意味を「所有／使用」の二つにずらしているということである。³⁸ これにより SP を、知を所有しているがその知を使用しない、いわば「知の所有不使用」状態と解釈しなおし (以下、ASP)、³⁹ それによってアクラシア問題の解決を図っているのである。⁴⁰

さて、アクラシアと呼ばれるこうした事態は、Davidson の論文 'How is Weakness of the Will Possible?' を引き合いに出すまでもなく、⁴¹ 慧眼にも「意志の弱さ」と訳され現代に引き継がれている。まさしく、アクラシアとは、やっではないけなと知りつつ、いわば「意志の弱さ」のゆえにやっしてしまうことなのである。ただ、「意志」という言葉はギリシア語にはないので、Ar のテキストに即してこの点を理解するならば、 \wedge 意志の弱さのゆえに \vee といま表現した事態は、二つの両立しない実践的推論が対立しているとき、 \wedge 欲望が加わることで \vee アクラシアの側の実践的推論が発動することである。⁴² そして \wedge 欲望が加わることで (\parallel 意志の弱さのゆえに) \vee というこの理解は、「欲望もまたある場合 (τύχη ὁ ἐπιθυμία ἐνοῦσα)」という Ar の語りに基づいている。⁴³ 以上の確認に基づいて、本稿に關係する範囲でアクラシアの構図を纏めておく。⁴⁴

欲望が引き起こすというこの構図をふまえた上で、T2 の内実を確認することとする。T2 では、アクラシアは酔っぱらいと同様であると言わなければならない、と語られていた。言わなければならないこの「同様である」ことは、どのようなことであるのか。これが Q2 である。

酔っぱらい (酔っぱらうこと・飲酒) がアクラシアと「同様である」のは、飲酒がアクラシアの一例だからであ

る、という考え方をQ2のスプリングボードとしてたてることにする。実際、岩田が挙げているように、飲酒をアクラシアの例として考えることはできるからである。⁴⁵⁾

この場合、行為者の前提である大前提「酒は身体に悪い」ないし小前提「これは酒だ」が飲酒への欲望のゆえに無知の状態に陥ることになる。そしてたしかに、T2で酔っぱらいと並んで挙げられている怒っている人や眠っている人もそのように理解することは可能ではあるように思われる。すなわち、怒ってはいけないとわかっているのに憤りゆえに怒ってしまったり、眠ってはいけないとわかっているのに睡眠に負けて眠り込んでしまったたりすることがあるからである。これはたしかに、Arがアクラシアの例として挙げている、⁴⁶⁾ 食べてはいけないとわかっているのに甘いものを食べてしまう人と「同様」であろう。こうして、飲酒や怒りや睡眠をアクラシアの例として挙げることは、アクラシアの構造上十分可能ではあるように思われる。

しかしT2の「同様である」とはそのような「例示」の意味なのであろうか。上記のようなアクラシアの一例としての酔っぱらいが可能であることを認めつつ、T2の「同様である」をそのように理解しない案を提示する。まずは「例示」解釈が孕む困難を述べる。ついで代替案を述べる。

⁴⁷⁾ 注目すべきは、アクラシアが抑えきれない欲望の関与によって「欲望に即して行為する」と語られている点である。そもそも、アクラシアが語られるときの欲望とは何であるのか。この点をまずは確認しておかねばなるまい。

人間が抱く「欲求 (ορεσις)」をArは三つに分けている。それは、動物や子供もまた抱く非理性的な欲求としての「欲望 (επιθυμία)」や「気概 (θούρα)」と、人間 (の大人) に固有の理性的な欲求としての「願望 (βούλησις)」⁴⁸⁾ である。そして、動物や子供も有する「欲望の中には、人々に共通であるものや、その人に固有で後天的なもの」⁴⁹⁾ などの様々なものがある。

こうして、欲望とは様々なものを内に含むものであるが、実はアクラシアが問題となるときは欲望にはある制限が加えられている。その制限とは、動物も抱くことができ、「節制 (σωφροσύνη)」や「抑制 (ἐγκράτεια)」や「放埒さ (ἀκολασία)」といった表現が問題となるときは欲望でなければならぬ、という制限である。具体的には、視覚や聴覚による快楽を含まず、⁵¹ もっぱら味覚と触覚による快楽が問題となる欲望のことを Ar は考えている。⁵²

したがって、「無条件に (ἀντίθετον)」語られるべき欲望⁵³、すなわち厳密な意味でアクラシアが生起しているときに問題となる欲望とは、Ar が語っているように、「二つの感覚対象、すなわち味覚の対象と触覚の対象に関わる」ものなのである。⁵⁴ 味覚を触覚の一部とみなすことで最終的には触覚に関わる快楽への欲望に限定されているが、いずれにせよアクラシアが生起するときの欲望とは味覚と触覚の対象への欲望でなければならない。そして、件の欲望として Ar が具体的に念頭においているのは、性欲と食欲である。⁵⁶

この点がある程度重視するならば、⁵⁷ T2 の「同様である」を「例示」と理解することは、酔っぱらいや怒っている人や眠っている人が味覚ないし触覚に関わっているとみなすことへのコミットメントを必要とする。飲酒自体はまさしく味覚の対象であるが、⁵⁸ 他の二つに関して味覚ないし触覚と連関させて説得的に説明しようとすることは、かなり技巧的にならざるをえない。こうした点から、「同様である」を「例示」と理解することに対して本稿は躊躇し、それゆえ同意することはできない。

では、ENVI³における酔っぱらいとは何者であるのか。注目すべきは T2 を含む以下の一節であり、本稿では、この一節の六文を順に追うことで案を提示する。

「1」さらに、いま語られたものとは異なった仕方では知をもつということが人間にはある。「2」というのも、知をもつてはいるが用いてはいないということにおいて、我々は知のもち方の状態の相違をみるからであり、

その結果、ある仕方ではもっているがしかしもってはいないということが生じる。「3」例えば、眠っている人や怒っている人や酔っぱらいなどである。「4」たしかに、情念の内にある人たちはそのような状態にある。「5」というのも、激情や性愛への欲望やこのような幾つかのものは明らかに身体の状態をも変えてしまい、ある人々にとっては狂気をも引き起こすからである。「6」だから、明らかに、抑制のない人たちは彼らと同様である、と言わなければならない。(EN1147a10-18)

第一文は、この一節がASPを解消するための第三の議論が始まることを告げており、実質的にはASPを導入した第一の議論を精緻化したものとなっていることを示している。⁵⁹第二文は、「知をもってはいないが用いてはいない」というASPがここでも問題となっていることが再度確認されている。そして第三文で、そうしたASPの例として、Arは「眠っている人や怒っている人や酔っぱらい」を挙げている。この第三文までで、酔っぱらいがASPに陥っており、それゆえ「酔っぱらいや眠っている人や怒っている人はASPである」とArが主張していると考えることができる(以下、 α)。

第四文は、「情念の内にある人たち」と「そのような状態にある」の意味を、第五文を参照しながらそれぞれ確認する必要がある。まず、「情念の内にある人たち」について確認する。「情念 (passion)」という語は、抑制のないアクラシアの人が抱き追求する欲望の言い換えとして、多くの箇所で見られる。⁶⁰さらに、情念に囚われて行為することが人間的な弱さ(アクラシア)を示していると読める箇所もある。⁶¹このように、Arが情念という語を用いるとき、アクラシア・意志の弱さという事態を表現していることは極めて多い。さらに、第四文の「情念」が、続く第五文で「激情や性愛への欲望」と言い換えられていることも、ここでは証左となる。こうして、「情念の内にある人たち」とは、この文脈では欲望に囚われてアクラシアに陥っている人たちのことを指していると理解

するのが適切である。そして、第四文後半の「そのような状態」とは、文脈上「知をもってはいるが用いてはいない」状態のこと、すなわちASPを指していると採る他はない。よって、第四文と第五文をパラフレーズすれば、「抑制のない人たちはASPである」とArが語っていることになる(以下、 β)。以上、第一文から第五文までで、 α と β の二つの主張がなされているということが明らかとなった。

これらの点をふまえたうえで、第六文すなわちT2を解釈する。T2を解釈する際に注目すべきことは二点ある。一つめは、Arが「だから明らかに……と言わなければならない (*ὁφραὸν οὖν…ἀεκεῖον*)」とこれまでの帰結としてT2を導入している点であり、二つめは、その帰結と目されるものが「抑制のない人たちは彼らと同様である」という命題である点である。一体、何が「明らか」であるのか。高橋が警鐘を鳴らしているように、「明らかである」とは哲学的議論において常にもっとも注意しなければならない文言「であって」「明らか」さは、むしろ私たちに投げかけられた「問題」なのだとしたら、この箇所の精確な理解はArの核心に迫るものであろう。⁶²⁾

それでは、Arから我々に投げかけられた「問題」を解くこととしよう。すでに確認してきたように、第五文まででは α と β の二つが主張されていた。そうであるならば、問題の「明らかさ」は、T2のこの命題が α と β という二つの主張の帰結として主張されていると解釈することによって最も確かなものとして確保される。すなわち、T2を α と β の論理的帰結とみなすのである。

α と β からは「抑制のない人たちはASPであり、酔っぱらいや眠っている人や怒っている人もまたASPである」という主張が帰結するので(以下、 γ)、T2の件の命題は γ を意味していると解釈すべきである。そして第一節で述べたように、T2の「彼ら」とは第三文の「眠っている人や怒っている人や酔っぱらい」のことであるので、T2の「同様である」とは、 γ より、ASPの状態に陥っていることを意味していることが明らかとなる。以上により、T2の一文は、「だから、明らかに、アクラシアと酔っぱらいはASPであるという点で同様である、と言わねばならな

い」と解釈すべきなのである。

その際注意すべきは、各タイプの人がASPに陥った原因についてArは触れていない、という点である。酔っぱらいや怒っている人や眠っている人がアクラシアの人と同じように \wedge 意志の弱さのゆえに \vee そのような状態に陥っているということは主張されていないのである。言い換えれば、酔っぱらいがアクラシアの「例示」であるということは主張されていないのである。したがって、Arの主張を精確に理解するのであれば、アクラシアと酔っぱらいをArが「同様である」と表現したのは、陥っている状態がASPであるという点で同じであるが、それぞれの原因が異なっているという点で同じではないと考えていたからである、ということになる。⁽⁶³⁾

以上の解釈を基にして、Q2への応答として本稿の案（構図C）を提示する。⁽⁶⁴⁾アクラシアは \wedge 意志の弱さのゆえに \vee ASPに陥り、アクラシアの行為を為してしまう。また、酔っぱらいは \wedge 飲酒のゆえに \vee ASPに陥り、素面であればしないような行為を為してしまう。このようにして、ENVi3での酔っぱらいは、アクラシアがそうであるように、ASPの一例として描かれていたのである。⁽⁶⁵⁾

四 結論と今後の展望

本稿全体の結論を導くこととする。本稿はこれまでENi1らおよびENVi3における酔っぱらいが何者であるのかを、それぞれ案（構図B・構図C）を提示することによって明らかにした。とはいえこれら構図の各々は、極めて簡単な形ではあるが、これまでに指摘されたことのあるものであって、とりわけ本稿に独自のものというわけではない。⁽⁶⁶⁾これから示すように、本稿が結論として強調したいのは（すなわちこれまでの研究者が強調してこなかったのは）、前節までの論述によって本稿が明確な形で提示した構図Bと構図Cの間にある（類似性ではなく）同型性である。

二つの構図の比較から明らかであるが、ENi:1-5とENv:3における酔っぱらいは一貫して同じ二つの特徴を有した人物として描かれているのがわかる。すなわち、(a) 自分の自発的な行為が原因となって無知に陥り、(b) その無知に基づいて素面であればしないような行為をする、という二特徴である。ENi:1-5(T1)では(a)に強調がおかれ、ENv:3(T2)では(b)に強調がおかれているが、この二特徴はENにおける酔っぱらいという人物の特徴付けとして相互に不可欠の関係にある。というのも、(b)がなければ酔っぱらいは罰の対象とならず(T1の不成立)、(a)がなければ酔っぱらいはアクラシアと「同様」ではない(T2の不成立)からである。⁶⁷⁾

したがって、「酔っぱらいとは何者であるのか」という課題に対する本稿の結論は、次のものとなる。すなわち、酔っぱらいとは、一方で行為の自発性(責任)を巡るENi:1-5の議論で責任の有無を試す試金石としての役割を果たすことができ、他方でアクラシアを巡るENv:3の議論でASPの一例としてASPとアクラシアの「距離」を実測することもできる、そうした特徴を一貫して有する人物なのである、と。こうして、酔っぱらいなる人物は、Arが何かを説明する際に場当たりに登場してくる都合のいい例なのではなくて、ENi:1-5の行為論とENv:3のアクラシア論がArの頭の中で密接に関連していることを、まさに体现していたのである。⁶⁸⁾

以上のように本稿は、これまでの研究者によってほとんど取り上げられることのなかったT1およびT2というテキストに着目し、そして全くと言っていいほど論じられることのなかった「酔っぱらいとは何者か」という一見無益とも思える問いをたてた。そして、この問いに答えることによって酔っぱらいなる人物の役割を描き出し、ASPとアクラシアの間の「距離」を実測してみせたが、最後に、こうして本稿が明らかにした「Arが「酔っぱらい」に託したものに着目することで拓かれる論点について二点述べて本稿を閉じることとする。

一つめは、アクラシア研究そのものに再考を迫るといふ論点である。第一節で触れたように、これまでSPないしASP(α)からアクラシアの問題として扱われてきた。しかし、本稿が示したように、ASP自体は、意志の弱

さによってでなくとも、例えば飲酒や睡眠によっても陥るものである、とArは考えていた。それゆえ、アクラシアとは、研究テーマとしてたとえどんなに大きく扱われることが適切であろうとも、身分としては、ASPを示す一つの例、いわば症例でしかない。この点に関して、ArがASPの治療の観点から語っている一節をみておきたい。この箇所は、本稿の結論をふまえることで極めて明瞭に理解することができる。

いかにして無知が解き放たれ、抑制のない人が再び知をもった状態になるのか。その同じ説明が酔っぱらいや眠っている人についても当てはまり、こうした人たち「すなわち抑制のない人たち」の様態に固有に当てはまるわけではない「ὄντ' ἰδιότ'」。それだからこの説明は自然学者たちに訊かねばならないのである。(EN1147b6-9)

ASPの治療法はアクラシアに固有のものでなく、同じ治療法が酔っぱらいにも適用できるとArがここで語っているのは、そもそもASPが「意志の弱さのゆえに」だけでなく「飲酒のゆえに」も「激昂のゆえに」も「睡眠のゆえに」も、さらに他のいろいろな原因のゆえにも生じるものである、と考えていたからである。すなわち、本稿が示したように、アクラシアと酔っぱらいは、ASPといういわば心（魂）の「病（νόσος）」の症例だとArは考えていたのである。⁽⁹⁾

この理解が正しいとしたら、これまでアクラシアの研究として進められてきたSPやASPの解明は、少なくともその一部に関しては、アクラシアを研究することで解明する必要はないのかも知れない。まあしく、アルコール摂取およびそれがもたらす行動への影響が医学的問題として研究されていることが示しているように、⁽¹⁰⁾ ASPの問題とは、「自然学者たちに訊かねばならない」ことを予想以上に多く含んでいるかも知れないのである。⁽¹¹⁾

二つめは、アクラシアとArの行為概念の関係の研究、という論点である。ENにおいて、アクラシアを巡る議論は極めて大きな問題であるにもかかわらず、ENIII-5で展開されている行為概念の分析では、アクラシアないしそれに該当すると思われるものについては一カ所でしか触れられていない。⁷² Iwinがその箇所の重要性をどんなに強調しようとも、⁷³ 行為の分類においてアクラシアをどのように位置づけるのかという問題を解消するには、この一文だけでは情報量としてあまりに少ない。そしてこのことは、Arが行為の分類の内にアクラシアを意図的に位置づけなかったのか、あるいは位置づけることができなかったのか、という疑問を引き起こしかねない。しかし、本稿が明らかにしたように、酔っぱらいがENIII-5とENVI3で二つの特徴を有する人物として一貫して描かれていることをふまえることで、行為の概念分析における酔っぱらいの位置づけを経由してアクラシアの位置づけを試みる、あるいはアクラシアが自発的であるという点を経由して酔っぱらいの視点からENIII-5での自発性概念を再検討を試みる、という研究の可能性が拓かれるのである。⁷⁴

文献表

- Broaie, S. & Rowe, Ch. [2002], *Aristotle, Nicomachean Ethics*, Translation, Introduction and Commentary, Oxford
- Burnet, J. [1900], *The Ethics of Aristotle*, Arno Press
- Charles, D. [1984], *Aristotle's Philosophy of Action*, Duckworth
- Davidson, D. [1980], *Essays on Actions and Events*, Oxford
- Dirlmeier, F. [1960], *ARISTOTELES Nicomachische Ethik*, Berlin
- Farguharson, A. S. L. [1912], *De Motu Animalium*, in Ross, W. D. & Smith, J. A. [1912], *The Works of Aristotle, Volume V*, Oxford

- Forster, E. S. [1937], *Movements of Animal*, Loeb classical library 323, London
- Irwin, T. [1999], *Aristotle, Nicomachean Ethics*, 2nd edition, Indianapolis
- Joachim, H. H. [1951], *Aristotle, the Nicomachean Ethics*, Oxford
- Mele, A. R. [1984], 'Aristotle on the Proximate Efficient Cause of Action', *Canadian Journal of Philosophy*, Suppl. vol. X, pp. 133-155
- Meyer, S. S. [1993], *Aristotle on Moral Responsibility*, Blackwell
- Nussbaum, M. C. [1978], *Aristotle's De Motu Animalium*, Princeton
- Rackham, H. [1934], *The Nicomachean Ethics*, Loeb classical library 73, London
- Ross, W. D. [1954], *The Works of Aristotle Volume VI*, Oxford
- Stewart, J. A. [1892], *Notes on the Nicomachean Ethics of Aristotle*, volume I and II, Oxford
- Thalberg, I. [1972], *Enigmas of Agency*, London
- 岩田靖夫 [1985]『アリストテレスの倫理思想』、岩波書店
- 加藤信朗 (訳) [1973]『アリストテレス『ニコマコス倫理学』、岩波全集
- 菅豊彦 [2004]『道徳的实在論の擁護』、勁草書房
- 黒田亘 [1992]『行為と規範』、勁草書房
- 坂下浩司 (訳) [2005a]『アリストテレス『動物部分論・動物運動論・動物進行論』、京都大学学術出版会
- 坂下浩司 [2005b]『「アクラシア論」所収 中畑正志・内山勝利 (編) [2005]『イリソスのほとり』、世界思想社』 pp. 481-517
- 島崎三郎 (訳) [1969]『アリストテレス『動物運動論・動物進行論・動物発生論』、岩波全集

高田三郎（訳） [1971.3]、アリストテレス『ニコマコス倫理学』（上・下）、岩波文庫

高橋久一郎 [1998]、『アリストテレスの「エネルギー」論の行為の理論としての現代的意義の研究』、平成七年
度科学研究費補助金一般研究（C） 研究報告書、千葉大学

高橋久一郎 [2005]、『アリストテレス 何が人間の行為を説明するのか？』、NHK出版

田中享英 [1982]、『ソクラテスと意志の弱さ（一）』、『北海道大学文学部紀要』XXX-2, pp. 3-24

田中千賀子、加藤隆一（編） [1996]、『NEW 薬理学』改訂第3版、南江堂

野村総一郎、樋口輝彦（編） [2001]、『標準精神医学』第2版、医学書院

バーニエト、M・F [1986]、『アリストテレスと善き人への学び』（神崎繁（訳）、所収 井上忠・山本巍（編）
[1986]、『ギリシア哲学の最前線Ⅱ』、東京大学出版会、pp. 86-132

朴一功（訳） [2002]、『アリストテレス『ニコマコス倫理学』』、京都大学学術出版会

藤沢令夫（訳） [1988]、『プラトン『プロタゴラス』』、岩波文庫

註

(1) プラトン『プロタゴラス』からの引用に関しては、藤沢 [1988] を用いさせて頂いた。

(2) 現代行為論および倫理学の多くがこの問題に関わっているので挙げればきりがなが、例えば Thalberg [1972] 201-220, Davidson [1982] Essay², 黒田 [1992] 91, 菅 [2004] 190-191。ただし、菅はそのような同一視の危うさに気づいてくるように思われる節がある（菅 [2004] 192）。

(3) Ar がアクラシア論に紙面を割ってこた正當な理由としては、バーニエト [1986] の「解題」で神崎が述べていることが参考になる（バーニエト [1986] 126）。

(4) 本稿が「酔っぱらい」と訳してこるものは、原語では二種類ある。「酔っている (μεθύω・μεθύσκω)」の変化形としては EN110b26, 1113b31, 32-33, 117a14, 1151a4 ㄷ 「酔わせる (οἰνίζω)」の変化形として EN1147a14, 1147b7, 12,

- 1152a15, 1154b10でそれぞれ登場している。なお、本稿の「酔っぱらい」という訳と二種類の原語の関係について一言述べしておく。原語の両表現の間にはニュアンスの差こそあれ、本稿が扱う範囲では区別をする必要はない、と考える。実際、酔っている者は勇氣(ἀνδρεία)がある、とArが語っている箇所でも、*oi meθuoteres* を用いている箇所もあれば(EE1229a20) '*oi vivamevotai* を用いている箇所もあり(Prob.948a30)'⁶ 両表現の間に実質的な違いがあるとは思われない。また、他の箇所では'*o akrothorotē* (slightly drunk) という表現も登場しているが(Prob.875a33)'⁷ 上記理由により本稿では「酔っぱらい」と訳す。
- (5) 本稿の課題ではないが、Irwin や Joachim が触れているように、T1に関しては「二倍である」ということの内実が問題ではある(Irwin [1999] 209, Joachim [1951] 99)。
- (6) 朴 [2002] 303, Ross [1954], Rackham [1934] 391。ただし、明示的に補ってはいない訳者もいる(Broadie&Rowe [2002] 193, 加藤 [1973] 217, Dirlmeier [1960] 146-147)。
- (7) 朴 [2002]、加藤 [1973], Broadie&Rowe [2002], Irwin [1999], Ross [1954], Burnet [1900], Stewart [1892], Dirlmeier [1960] はこの一文に言及していない。Joachim は EN1147a10-24への註を付けているが、「同様である」ということ以上に言及はない(Joachim [1951] 225)。ただし、高橋は以前からの点に触れてはいる(高橋 [1998] 31, 高橋 [2005] 76)。(なお、本稿が高橋 [1998] に言及している箇所はいずれも、同氏「アリストテレスの「アクラシア」論—その基本構図—」(1988)の改稿版への言及である。本冊子をくださった高橋氏本人に、この場を借りて謝意を表す。)
- (8) 田中は、EN1147b9-17に登場する「本来の知識」を普遍的な知識と解釈することについて、多くの注釈者が「自明と考えるために、これについてコメントすることさえあまりない。ましてその根拠を示すことは稀である」と述べている(田中 [1982] 22)。
- (9) 訳出し忘れてはいる、と本稿が述べているのは高田訳のことである(高田 [1971, 3] (下) 24)。(なお、岩波文庫版の元となった河出書房版(p.146)でも訳出されていない。)
- (10) しかし、T2がよくよく考えた上で発言されていることは、「したがって、「抑制のない人は」知っていて考える人のようなのではなく、眠っている人や酔っぱらいのようなのである」とArが他の箇所でも語っていることが示している(EN1152a14-15)。
- (11) 本稿では「ἐκούσιον, ἐκόν」を「自発的」、「ἀκούσιον, ἄκων」を「反自発的」と訳す。
- (12) Arの EN1115での自発性の議論が、賞賛や非難の対象となるための条件の考察であるという解釈はMeyer [1993] などに見受けられる(とりわけMeyer [1993] 175を参照)。

- (13) 実はAr自身は、酔っぱらいなどが「非難に値する」ことを明言しつつも「自発的である」とは語っていない。こうした点から、Meyerなどのように、(不明瞭であるとArを責めつつも)「自発的である」と呼ぶこと自体は躊躇している研究者もいる(Meyer [1993])。本稿がENi11-5の酔っぱらいを自発的の行為とみなす理由に「これは、Stewart [1892] 236-237 (vol.1) や、昨年度提出された修士論文「アリストテレスにおける行為の概念について」(以下、立花 [2005]) 第五章をみよう。
- (14) MAT01a23-25, EN1147a25-28. MAとENでは行為を導く構造の定式化に相違があるが、本稿の範囲ではこの論点は問題にならないと考える。この点については、立花 [2005] 第四章「およびNussbaum [1978] 201-205をみよう。
- (15) 実践的推論の結論が行為であるか否かは、極めて大きい問題であるが本稿の議題ではない。この点を巡っては主に『動物運動論』のりわけ MAT01a10-13, 19-20, 22-23を巡る解釈として問題となっている(例えば、MAT01a10-13に関してFarguharson [1912], Forster [1937] 461, Nussbaum [1978] 40, 坂下 [2005a] 396, 島崎 [1969] 12の各訳の相違をみよう。また、この箇所の議論に関しては、結論を行為としなく立場としてMele [1984] を、結論を行為とする立場としてNussbaum [1978] 343や坂下 [2005a] 396-7を、諸論点の整理として立花 [2005] をみよう。
- (16) 別の文脈では行為のアルケーは「知性 (νοῦς)」だと語られている (EN1150a5)。ただし、BurnetはENi11-5で用いられるアルケーを「そこから運動が始まるところのそこ」(ἀπὸ τοῦ κινήσεως)と解しており、本稿はこれに従う (Burnet [1900] 111, 135)。
- (17) ArがENi11-5でアルケーと言ったときにそれが小前提も含むのか否かは問題となるところではあるが、それは本稿の議題ではない。小前提に対して無知となっている「無知ゆえの行為」が反自発的である言われていることから明らかなように (EN110b28-111a2)、行為が自発的であるためには、欲求と知覚の両方を行為者が有していることが必要だからである。またIrwinは、知覚はアルケー (Irwinの表現では「欲求と選択」) が内在するための必要条件であると考えている (Irwin [1999] 204)。
- (18) 行為の自発性条件を図示すれば以下のようなになる。

大前提…酔いたい
小前提…これは酒だ

← 引き起こす

…結論…酒を飲む(酔っぱらい)

……………行為者の内にある (ἐν αὐτῷ)
……………行為者次第である (ἐν αὐτῷ)

- (19) 同様のことはT1以外の箇所でも語られている。例えば、無知となった原因が自分自身にあるがゆえに非難や罰の対象となる「無知である行為」の例として、Arは酔っぱらいを挙げている (EN110624-27)。
- (20) 酔っぱらいが「無知である」と言われるときの「無知」の内実については、本稿を土台にした拙稿(未刊)で論じる予定である。
- (21) この点は EN113 で論じられている (註40もみよ)。
- (22) Stewart [1892] 234-236 (vol.I)。
- (23) EI1225b14-18。
- (24) 「不注意」であると判断するための条件の探求はまた別の問題である。本稿で大切なことは、そのような類の無知がArの枠内にあるということである。なお、Stewartや、非難される無知があることを認めている Meyerなどは、行為者の性格の顕現となっている場合や性格が原因となっている場合などをその条件として想定している (Stewart [1892] 235 (vol.I), Meyer [1993] App.I)。
- (25) あらゝは Stewart が別の箇所で挙げている例を援用してもよいかも知れない (Stewart [1892] 149-151 (vol.II))。肝臓病患者には酸は善くないことや、自分が肝臓病であることは知っていたが、シェリー酒(南スペイン産のワイン)に大量の酸が含まれていることは知らずにシェリー酒を飲んで酔っぱらい人なども、未成年者の例と同じ理由で非難されるであろう。
- (26) 構図Aは以下のものである。(大前提が無知になるのではなく、「これは水だ」などの間違った小前提(小前提の無知)が代わりに生じていてもよい。)

大前提：二十歳未満でも酒を飲んでよい（無知）
小前提：これは酒だ

← 引き起こす

∴ 結論：酒を飲む（酔っぱらう）

.....行為者の内にある

.....行為者次第である

- (27) 朴 [2002] 112, Rackham [1934] 147, Ross [1954], Broadie&Rowe [2002] 130.
- (28) EN1111a8-15.
- (29) EN1111a1-2.
- (30) Broadie も同じ考えを示している (Broadie&Rowe [2002] 313)。さらに、これと同じ因果関係は「酔っぱらいは判断はするのだが、酒のゆえに」[*Sûa rov ovov*] 誤って判断しており、その結果、素面であればしないことをしてしまふ [rogouvet] と、『問題集』でも語られている (Prob.875a33-34 傍点は引用者による)。
- (31) 構図Aが「間違い」ではなく「不十分である」のは、構図Aと構図Bは排他的な関係にはないからである。というのも、構図Aでも、「不注意である」と評価しようような記述をもつ出来事（行為）を無知の前に措定するか、あるいは「不注意である」を不作為の出来事として認めることで、構図Bで「飲酒（酔っぱらい）」が果たした役割と同じ役割を「不注意である」行為に担わせることができるからである。したがって、構図Aと構図Bの対比は、△無知が飲酒を引き起こすのか△と△飲酒が無知を引き起こすのか△の間のウエイトの置き方の違いなのである。（不作為の行為ないし否定的な行為をArが認めていると思われる箇所としてはMA701a10-16やNussbaum [1974] 343をみよ。）
- (32) Q1に対して本稿が提案する構図Bは以下のものである。（大前提の無知ではなく、「この異性は既婚者ではない」という小前提の無知が代わりに生じていてもよい。後の構図Cでもこの点は同様である。）また、構図Bでは暫定的に△行為者の内にある△と△行為者次第である△を割り振ったが、本稿の構図Bに基づいた場合、何を行為者の内にあるアルケーと呼び、何を行為者次第と呼ぶのかは、相対的な概念となっているようにも思われる。すなわち、飲酒という行為は、行為者の内にあるアルケー（原因）であると同時に行為者次第の行為なのではないだろうか。実際Arは、酔ったことを「原因 (*aitov*)」と呼びつつも (EN1113b33) 行為者次第の行為である「無知である行為」とも位置づけているからである (TL, EN1110b24-27)。

大前提…酔いたい
小前提…これは酒だ

⇐ 引き起こす

∴ 結論…酒を飲む(酔っぱらい)

⇐ 引き起こす

大前提…既婚者と性的関係をもつてもいい(無知)

小前提…この異性は既婚者である

⇐ 引き起こす

∴ 結論…この異性と性的関係をもつ

……………行為者の内にある

……………行為者次第である

……………行為者の内にある

……………行為者次第である

(33) EN1145r5. また註32もみよ。Irwinは、「行為を引き起こした無知に対して責任がある、とArは主張しているだけであり、

その無知によって引き起こされた行為に責任があると主張しているのではない」と述べているが (Irwin [1999] 208)、本稿の解釈に基づけば、それはあまり説得的な解釈ではない。

(34) EN113b23-25.

(35) EN1145b12-13, 23-24.

(36) EN1145b26-29.

(37) 岩田 [1985] 92-107, Dirmeier [1960] 146-7.

(38) EN1146b31-33.

(39) 以下では、ソクラテスのパラドックスに陥っている状態をArが解釈したもの、すなわち「知の所有不使用」状態をASP (Aristotelian Socratic Paradox) と略記する。

(40) とはいえ、行為を導く実践的推論には大前提と小前提の二種類の前提があるので (EN1147a25-28)、「使用されずに所有にとどまる類の知とはどちらであるのか、あるいはまた、そのような問題設定が間違っているとすればどこがおかしいのか、は本稿で言及している研究者たちを含め数多くの議論がある。この点については坂下 [2005b] が概観を与えてくれているし、

また高橋 [2005] は本稿との関連でも重要ではある。しかし、本稿はこの点をオープンにしたままで議論を展開することが可能なものであると考えるので、本稿ではこの点を論じないが、本稿を発展させた拙稿(未刊)の中で論じる予定である。

(41) Davidson [1980] Essay2.

(42) 加藤 [1973] 426, 岩田 [1985] 99, ただし、坂下 [2005b] は欲望を外部に位置づけることに疑義を唱えている。

(43) EN1147a33-34. 抑えきれない欲望の関与にアクラシアの生起の原因を求め、という彼のこうした考え方は EN1147a33 以外の箇所でも語られている (EN1102b13f., 1111b13-16)。

(44) 本稿の範囲では、欲望が前提を「引き起こす」とは、オルトス・ロゴスに沿っていない諸前提を使用される状態にする、という意味で用いている。なお、本稿ではこれ以後、神崎や Charles が述べるような「葛藤」を生じさせるための理性の側の実践的推論の図示は紙面の関係上省略する (ハーニェット [1986] 127-128, Charles [1984] 117ff.)。

+ 欲望：快いものが欲しい

⇨ 引き起こす

大前提：甘いものは快い
小前提：これは甘い

⇨ 引き起こす

∴ 結論：これを食べる

..... 無知 (正しい知が眠っている状態)
.....
..... 抑制のない行為

- (45) 岩田 [1985] 108-109.
- (46) EN1147a31-1147b5.
- (47) DA433a3, EN1111b13-14.
- (48) DA414b2, 432b5-6, EN1102a26-28, 1111b11-12, EE1223a26-27.
- (49) EN1118b8-9.
- (50) EN1117b24-27, 1148b10-12.
- (51) Ar は「名画に目がなかったり名曲に聴き惚れたりする人を「放埒な人 (ακολαστρος)」とは呼ばないし、それらを見たり聴

- いたりすることをおぼえて、我慢している人を「抑制ある人 (ἐγκρατής)」とも呼ばない (BE1130b25-35, 1131a21-23)。たとえそう呼ぶとしてもそれは、無条件にはなく、類似性 (ὁμοίωσις) (καθ'ὁμοίωσιν) とも呼ぶに過ぎない (EN1147b34-35)。なお、Q2 は、この「類似性」の内実をめぐる問いを言っているであろう。
- (52) EN118a23-36, 1147b26-28, Prob.949b13-14, 37-38. とはいえ、触覚の対象のすべてが件の問題が語られる場面となるわけではなく (EN118b4-8)。
- (53) EN1147b34, 1148a11.
- (54) BE1130b24-25, 38.
- (55) BE1130b25-26, 1131a12-19.
- (56) EN118a29-32, Prob.949b38-950a2.
- (57) この Ar の制限をどのように受け止めるのかによって、本稿が同意しない「例示」解釈は T2 の解釈としても可能性を残すものとなる。しかし、本稿の最後で「治療」の話に触れるように、本稿の考えに拠れば、Ar は EN1133 では厳密な意味での (ἀνάγκη) マクラシマを論じている。
- (58) BE1131a19-21.
- (59) 岩田 [1985] 98-99, Joachim [1951] 225, Burnet [1900] 300-301. なお、「いま語られたものとは異なった仕方での詳細内容については、本稿の課題を越えるものであるため、この点で論じることはできない。
- (60) EN1095a8, 1111a35-b3, 1145b12-14, 1147b11, 16, 1168b20. ただし、EN111a35-b3 に関しては、写本や Burnet の読みは探りかね、EN111b1 の「情念 (πάθη)」を削除しながら (Burnet [1900] 122)。また、朴は「抑制のない人は情念や欲望を追求している」と明瞭に語っている (朴 [2002] 9)。
- (61) Ar は「非理性的な情念は「理性的なもの」劣らず人間的であると思われる」と語っている (EN111b1)。「この箇所での「人間的 (ἀνθρώπου)」という表現は、Burnet が言うように、人間本性の弱さを示すために用いられるのであろう (Burnet [1900] 122)。
- (62) 高橋 [2005] 41. 高橋自身は、直接には MAT01a23 の「ἀσθενέων」のことを述べているが、この点でも同じであろう。
- (63) 本稿が「同様である」と訳している「ὁμοίως」がしばしば「似ている」と訳されるという点を念頭におくと、この点はよりわかりやすくなるかも知れない。なお、(本来の) アクラシアと酔っぱらいの間に見いだした本稿の区別が、黒田や Charles¹⁾ からはバーニエットの「解題」のこの点に触れている神崎が見いだしている区別とどのように繋がるのかは今後の

課題としたい (バーニエト [1986] 127-128, 黒田 [1992] 96-97, Charles [1984] 117ff.)。

(64) この構図CがQ2に対する本稿の答えである。なお、抑制のない人の行為は自発的であるので (EN152a15)、『以下の描写では酔っぱらいの行為も自発的であるように設定している。』

大前提…酔いたい
小前提…これは酒だ

⇐ 引き起こす

…結論…酒を飲む (酔っぱらう)

⇐ 引き起こす

大前提…既婚者と性的関係をもってもいい (無知)
小前提…この異性は既婚者である

⇐ 引き起こす

…結論…この異性と性的関係をもつ

……………行為者の内にある

……………行為者次第である

……………無知 (正しい知が眠っている状態)

……………素面であればしない行為

(65) なお「抑制のない人は、少量のワインすなわち普通の人たちよりも少量のワインですぐに酔ってしまった人たちと同じである」という一文は注意が必要である (EN151a35)。文脈上この一文は、普通の人であれば耐えられるような情念に負けてしまうアクラシアのことを、普通の人よりお酒に弱い人という比喻でもってわかりやすく語っているだけの箇所であり、本稿の議論とは(字面上の類似が惹起するであろう印象ほどには)関係がない、と考える。

(66) EN11-5 の $\epsilon\mu\iota\upsilon\beta\epsilon\iota$ Joachim [1951] 99, Brodie&Rowe [2002] 313。EN113 の $\epsilon\mu\iota\upsilon\beta\epsilon\iota$ Joachim [1951] 225, バーニエト [1986] 127-128, 高橋 [1998] 31, 高橋 [2005] 76。しかして Irwin のように「酔った上での行為を重視しない研究者もいる」 (Irwin [1999] 209)。

(67) とはいえ、例えば強制的に薬物を注射されて、普段であればしないようなことをしてしまう状態をも Ar は ASP とみなしていたと解釈する場合、この主張の後半は成立しない。SP を Ar がそこまで拡張して考えていたとは (直感的には) 思えないが、

今後の課題としたい。

- (68) 本稿はENにおける酔っぱらいの役割を探索したが、Arの著作群全体の中で酔っぱらいがどのように位置づけられるのか、という点は本稿と関連しつつもまた別の問題である。ただし立花が調べたかぎりでは、酔っぱらいへのArの言及は以下の六つの観点から纏めることができるが、本稿の解釈を否定するテキストは見あたらない。△観点1▽酔いと熱の関係：Rhet.1389a18-19, Prob.948a19-20, 953b20-23。△観点2▽飲酒のもて積極的效果：Prob.948a29-30, EE1229a18-20, EN117a14-15。△観点3▽酩酊による判断ミス：Prob.871a11-15, 875a33-34, 116c14, Prob.875a39-40。△観点4▽飲酒と性格の関係：Prob.953a21-b23では、厳密には憂鬱症を扱っている箇所であるが、飲酒がどのように人を変えていくのかを克明に記述している (Prob.953a38-39, b20-23, EN1154b9f.をみよ)。また、アクラシアはとりわけ性欲と食欲に関して語られることは第三節で述べたが、飲酒についても同様に「酒が人を性欲的にする」と語られている (Prob.953b30-31)。△観点5▽酔っぱらいに対する懲罰：Pol.1274b19-23, Rhet.1402b8-12, 11の点については註5もみよ。△観点6▽それ以外のもの：夢を見ることとの関連で、酔っぱらいは思考力がない」とProb.957a2-3で語られている。また、酒とアクラシアが同じ文中に表れるものとしては唯一「△ビは酒に対してもアクラテースである」と語られている箇所があるに過ぎない (HA594a9-10)。

- (69) EN114a14-19, こうして病気などと類比的に語られていることからわかるように、アクラシアやそれを一例とするASPは、△悪い性格に転げ落ちる途上▽といった否定的なニュアンスで理解されることが多い。ただし、EN1147a18-24での初学者の描写 (とりわけEN1147a22の「身に付かねばならぬ」(set enuphōnēva)) などのArの語り口をみると、ASPは必ずしも否定的なニュアンスではなく、バーニエトなどが論じているように、△善い人になる途上▽としても捉えられていることを指摘しておく (バーニエト [1986], 岩田 [1985] 145, 高橋 [1998] 35)。こうした点を考えると、ASPは「知の所有未内化」と言い直すべきかも知れない。まさしく、アクラシアの例として用いられることの多い酒や煙草は、現実には、戦場の前線にいる兵士たちが勇気を奮い起こすのにも使われてきたものなのである (註68観点4もみよ)。

- (70) 例えば、現代医学の教科書などでは、アルコール摂取による衝動的な行動を「抑制性制御機序の抑制によるもので脱抑制行為が現れると考えられている」と説明している (田中・加藤 [1996] 340)。また、ArがEN1147a14-17で、アクラシアの原因として挙げているセックスへの渴望は、血中アルコール濃度が180mg/dl以上の複雑酩酊の状態の時に、実際に行為として生じるという研究報告がある (野村・樋口 [2001] 387-8)。

- (71) 本稿が「自然学者たち」と訳したものの原語は「τῶν φυσιολόγων」である。この箇所が自然学者に触れられている理由は、

おそらく、いわゆる「ソクラテス以前の哲学者たち」を参照すべきだとArが考えているからではなく、この箇所が「ちなみに次のように自然本性に即した仕方〔φυσικός〕でも、原因を見定めることができるかも知れない」(EN1147a24-25)とどうEN113における第四の議論の下で進められていることと呼応していることである(議論の数については註37をみよ)。すなわち、「自然学者たち (τῶν φυσικολόγων)」と「自然本性に即した仕方 (φυσικός)」のいずれもが「自然 (φύσις)」の類語であることが念頭におかれて登場しているのである。したがって、Arにおける「自然」概念次第によっては、(例えば)医学研究に研究の一部を譲り渡す必要はなくなるかも知れない。実際、Arがアクラシア解決としてこの箇所で標榜した「自然本性に即した仕方 (φυσικός)」については、研究者の間でも訳および解釈が意見の一致をみていない(朴 [2002] 309、加藤 [1973] 218、Broadie&Rowe [2002] 193、Dirmeier [1960] 147, 481, Ross [1954]、岩田 [1985] 99-101, Burnet [1900] 301-2, Joachim [1951] 226-229, Meyer [1993] 174)。

(72) EN111b13-15.

(73) Irwin [1999] 205.

(74) すでに註で二度触れたが、この論点については拙稿(未刊)で論じる予定である。

※誤植について (2008/8/13)

誤植訂正箇所は下記の通りです。(下線部が訂正箇所)

頁数	誤	正
p.113 (註 11)	<u>ἐκών</u>	<u>ἐκών</u>
p.116 (註 31)	Nussbaum[1974]	Nussbaum[1978]
p.119 (註 51)	EE1 <u>1</u> 30b25-35	EE1 <u>2</u> 30b25-35
p.119 (註 51)	EE1 <u>1</u> 31a21-23	EE1 <u>2</u> 31a21-23
p.119 (註 54)	EE1 <u>1</u> 30b24-25	EE1 <u>2</u> 30b24-25
p.119 (註 55)	EE1 <u>1</u> 30b25-26	EE1 <u>2</u> 30b25-26
p.119 (註 55)	EE1 <u>1</u> 31a12-19	EE1 <u>2</u> 31a12-19
p.119 (註 58)	EE1 <u>1</u> 31a19-21	EE1 <u>2</u> 31a19-21

以下, 余白.